

大規模マンション建設時に

保育施設等※整備の事前協議を義務付ける条例が制定されました

「大阪市大規模マンションの建設による保育需要の増加に対応するための
保育施設等の整備に係る事前協議に関する条例」

大規模マンションの建設による保育需要の増加に対応した保育施設等の整備を効率的かつ効果的に図り、大阪市における子育て環境の充実に資するため、大規模マンションの建設計画が固まる前の段階で、本市と建築主（事業者）との間における保育施設等の整備に関する協議を義務付けることを定めました。

※ 保育施設等とは、保育所、小規模保育事業所、その他保育事業の用に供する施設で市長が定めるものをいう。

条 例 の 概 要

◆ 適用対象となるマンションの規模

住戸（一戸あたりの専用面積が35平方メートル以下のものを除く。）の総数が70戸以上のマンション

◆ 建設しようとする大規模マンションに関する事項の届出の義務付け

届出 事項	①氏名及び住所 ②建設予定地の所在地及び面積 ③住戸の予定総数 ④予定工期及び入居開始予定日 ⑤子育て世帯の入居数の見込み ⑥大規模マンション内における保育施設等の設置の予定の有無 など
届出 期間	「上記の届出事項を届け出ることが可能となる時」から「大規模マンション内に保育施設等を 設置するか否かについて容易に変更することができなくなる時」までの期間

◆ 保育施設等の整備に係る事前協議の流れ等

- (1) 事業者は、届出期間内に、建設しようとする大規模マンションに関する事項を市長に届け出る。
- (2) 市長は、事業者に対し、届出の内容の確認のため、必要な資料の提出や説明等を求める。
- (3) 市長は、保育施設等の整備について調整を図る必要がある場合、届出があった日から60日以内に、保育施設等の種別や規模等を示し、保育施設等の整備に関し必要な協力の要請を文書により事業者へ通知する。
- (4) 事業者は、通知を受けた日から60日以内に、協力の要請に対してどのように対応するかについて、文書により市長に回答する。
- (5) 市長は、事業者からの回答の内容に応じ保育施設等の整備について必要な調整を開始する。

勸 告

市長は、(2)の求めに応じない事業者、(4)の手続きを期限までに行わない事業者に対し、必要な手続き等を行うよう勧告することができる。

公 表

市長は、勧告を受けた事業者がこれに従わないとき、(1)の届出を行わなかったと認められる場合及び届出期間内に届出が行われていないと認められる場合は、当該事業者に対し弁明の機会を与えたうえで、正当な理由がない場合は、当該違反の内容及び事業者の氏名を公表することができる。

◆ 施行日

平成30年4月1日

【お問い合わせ】 大阪市こども青少年局 保育企画課 保育特別対策担当
TEL：06-6208-8126 FAX：06-6202-6963